政策的随意契約による役務の提供について（契約前公告）

三里浜緩衝緑地における植栽維持管理業務委託について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約の締結を予定しているので、福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１６５条第２項第１号の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１０月２３日

福井県福井港湾事務所長　佐々木　光生

記

１　契約の内容

（１）契約名称　　三里浜緩衝緑地維持管理業務委託（その３）

（２）業務内容　　別紙業務仕様書のとおり（三里浜緩衝緑地内の低木剪定業務）

（３）履行期間　　令和８年１１月１８日から令和９年３月１５日まで

（４）契約締結予定日　　令和８年１１月１８日

（５）担当事務所　　住　所：福井県坂井市三国町黒目３２－２－１
所　属：福井県福井港湾事務所　総務課
連絡先：０７７６－８２－１１２０

（６）履行場所　　三里浜緩衝緑地（福井市石橋町～福井市川尻町　地係）

２　契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所として指定されている施設であること。

３　契約の相手方の決定方法

（１）見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を掲示した施設と契約する。

（２）見積書の提出が１施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認の上契約する。

４　契約の申込みの方法

（１）提出期限　　令和８年１１月９日（月）１６時００分まで

（２）提出先　　１の（５）と同様

５　開札日時

令和８年１１月１０日（火）　１０時００分から

６　開札場所

福井港湾事務所　総務課